

関西学院大学 研究成果報告

2022年4月4日

関西学院大学 学長殿

所属：司法研究科
職名：教授
氏名：荒川 雅行

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input checked="" type="checkbox"/> 特別研究期間 <input type="checkbox"/> 自由研究期間 <input type="checkbox"/> 大学共同研究 <input type="checkbox"/> 個人特別研究費 <input type="checkbox"/> 博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	経済刑法の現代的課題
研究実施場所	関西学院大学 上ヶ原キャンパス個人研究室 西宮北口キャンパス共同研究室及び自宅
研究期間	2021年4月1日 ～ 2022年3月31日（12ヶ月）

◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

本特別研究の課題は、「経済刑法の現代的課題」であるが、経済刑法という領域は、現在のわが国の刑法学においても、きわめて重要な分野であるといえることができる。

なお、「経済刑法」という用語は、戦時中には統制経済の文脈で使われることが多かったが、経済復興・高度経済成長・バブル期・その崩壊後から現在に至る段階においては、社会の経済活動の在り方と刑事規制の問題といった文脈で語られるようになった。そして、経済刑法が刑法学上独立した主要な研究対象となったのは、この数十年間の間のことである。

そこで、本研究の最大の課題も、経済刑法の中の個別の領域（テーマ）を探求し、その現状を把握したうえで、それぞれの課題を発見し、その解決策を見出すことにある。

また、本研究の目標の一つは、経済刑法と呼ばれるもののなかから各個別問題を取り上げ、検討したうえで、その基礎的な部分を簡潔にまとめることにより、経済刑法を学ぼうとする学生にとってもわかりやすいテキストの執筆にある。

そこで、これらの課題を達成すべく、経済刑法における個別のテーマが多岐に分かれていることから、それぞれ個別領域の問題を順に（計画的に）検討作業を始めていった。

そのために、支出を受けた特別研究費により、個別のテーマに関する文献、とくにそれぞれの分野における代表的なコンメンタール（いわゆる逐条解説書）類を購入することにより、必要な情報等は概ね得られたように思う。

これらの文献の多くは、そもそも高額であり、とくにその最新版は大学図書館や法学部資料室、司法研究科資料室になかったため大いに役立ったものといえる。その例を挙げると、『著作権法コンメンタール1～3』、『新・注解 特許法 上巻・中巻・下巻』、『工業所有権法（産業財産権）法逐条解説』、『条解 消費者三法』、『逐条解説 消費者契約法』、『新・逐条解説 資金決済法』等他多数である。

これらの文献に加えて、多くの個別論文なども参照しながら、経済刑法の多くの個別領域（各論的テーマ）をおさえていった。

すなわち、会社犯罪（ここでは業務上横領罪、特別背任罪、会社財産危殆罪などを扱う）、租税犯罪（主に脱税事犯を扱う）、マネーロンダリング（主に薬物犯罪等で得られた資金洗浄を扱う）、知的財産権侵害（主に著作権侵害と特許権侵害を扱う）、金融犯罪（主に銀行をめぐる不正融資、預金をめぐる問題などを扱う）、証券犯罪（主にオンサイダー取引や相場操縦などを扱う）、独占禁止法上の犯罪（主にカルテルなどの不当な取引制限の問題を扱う）、コンピュータ・ネットワーク犯罪、消費者保護と刑事規制等をめぐる問題（主に悪質商法などの問題を扱う）などである。

なお、これらは個別領域の各テーマであるが、それらに共通する総論的なテーマとして、経済刑法と法実務（裁判所・検察・警察・弁護等）、経済刑法の立法、経済犯罪に対する制裁（罰金刑等の刑罰）、法人処罰の問題などもたえず横目に見ながら検討を進めたことはいうまでもないことである。

これらの研究の成果は、これまで執筆中の拙著『経済刑法講義ノート』として関西学院大学出版会より（春学期中に）公刊予定である。

次に、本研究の成果である個別の論文の執筆について触れておくこととする。それは、すでに拙著「暗号資産と刑事規制—その予備的考察—」というタイトルで、関西学院大学法政学会・法と政治73巻2号に掲載予定（2022年8月31日発行予定）のものである。

暗号資産とは、これまで仮想通貨と呼ばれていたものが、2019年の法改正により、現在わが国の法令における正式名称となって使用されるに至った法律用語である。この暗号資産の問題は、上記で述べた各個別問題でいうと、マネーロンダリングや金融犯罪、証券犯罪、コンピュータ・ネットワーク犯罪等にまたがる問題となり、多角的な検討が必要である。

上記の発行予定の拙著は、その多角的な分析のあくまで予備的考察を行ったものである。すなわち、暗号資産を規制する二つの大きな法規制である、いわゆる資金決済法と金融商品取引法上の犯罪と刑罰についての整理を試みたものである。

まず、資金決済法においては、暗号資産の定義そのものや、暗号資産をめぐる同法による刑事規制の問題が扱われ、金融商品取引法においても、暗号資産を用いた不公正な取引行為と刑事規制の問題を扱った。終章では、法改正前に起こったいわゆるマウントゴックス事件の地裁から最高裁に至る一連の判決を取り上げ、暗号資産の問題も一般刑法上の犯罪になり得る（電磁的記録不正作出罪、業務上横領罪、特別背任罪）ことを指摘した。

この暗号資産をめぐる問題は、今後ますますその重要性が増大するものと思われる、それにまつわる多くのトラブルや不正事案も予想されるので、今後も研究を継続していきたいと考えている。今回の拙著は、その出発点になるものと位置づけられよう。

なお最後に、本研究の計画当初は、いくつかの施設等の見学も予定していたが、コロナ禍のため断念せざるを得なかったことを付け加えておく。

以上

報告用紙②

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。